

農地法第3条許可申請に必要な書類一覧(個人用)

本部町農業委員会

H24.12.18

【必須書類】

	書類の名称等	証明書発行場所	必要部数
1	農地法第3条許可申請書 別添あり		3部(原本) (別添は1部)
2	土地登記事項証明書(全部事項証明書に限る)	法務局	1部(原本)
3	位置図(案内図) 各種地図を利用して作成。 町税対策課発行の参考図(航空写真付き)でも可		1部
4	住民票謄本(譲受人)	住所地の市町村	1部(原本)
5	営農計画書又は改善計画書(譲受人)		1部(原本)

【必要に応じて添付する書類】

6	耕作証明書(譲受人) 本部町外に住所・農地がある方。	住所地市町村 農地所在市町村	1部(原本)
7	公図 申請日より2年以内に分・合筆された土地の場合	法務局	1部(写し)
8	委任状 代理申請の場合。		1部(原本)
9	契約書 賃借権・使用貸借権等の権利移転の場合。		1部(写し)
10	同意書 小作地の場合。		1部(原本)
11	その他農業委員会が必要とする書類		1部

※注意事項

- ・申請書の提出期限は毎月15日(閉庁日の時はその翌日)です。
- ・登記事項証明書・住民票謄本等の証明書は、申請日より3ヵ月以内のものに限ります。
- ・土地登記事項証明書の所有者名義人の住所と現住所が異なる場合は、住所変更の経過が分かる証明書(戸籍の附票等)を添付してください。
- ・一筆の土地の一部の所有権移転の場合は、分筆登記後に農地法の申請をしてください。
- ・耕作証明書については、町内の経営面積が下限面積(40a)を超える場合は添付不要です。
- ・必要に応じて申請後に追加で書類提出を依頼する場合がありますのでご了承ください。

【問合せ先】

本部町農業委員会

TEL: 0980-47-2412

FAX: 0980-47-6005